

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 163 号

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則

京都市昼間里親規則の一部を次のように改正する。

別表備考5中「おいては、所得税法」の右に「第78条第2項第1号、」を加え、「第41条の19の2第1項及び」を「第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに」に改め、同備考7中「第314条の7及び附則第5条第3項」を「第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市昼間里親規則の規定は、平成21年4月分の保育料から適用する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)